

独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第9号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則第35条の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

第2章 勤務時間、休憩及び休日

(1週間の勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

(始業及び終業の時刻等)

第4条 始業及び終業の時刻は、次の通りとするほか、業務の実態に応じ各施設ごとに定める時刻とする。

(1) 始業 午前9時

(2) 終業 午後5時45分

2 業務上の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲で、始業及び終業の時刻を変更することがある。

(休憩時間)

第5条 勤務時間の途中に、60分の休憩時間を置く。

2 前項の休憩時間は、正午から午後1時までとするほか、業務の実態に応じ別に定めることがある。

3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

4 業務上の必要がある場合には、第2項の規定にかかわらず、休憩時間の時間帯を変更することがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第6条 職員が勤務時間の全部又は一部について勤務地以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

(時間外・深夜・休日勤務)

第7条 業務上の必要がある場合には、所定の勤務時間を超え又は第10条の休日に勤務を命じることがある。

2 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づく協定の定めるところにより、同法第32条に定める時間（以下「法定労働時間」という。）を超えた時間又は同法第35条に定める休日（以下「法定休日」という。）に勤務を命じることがある。

3 前項の法定労働時間を超えて、又は法定休日に勤務を命じることができる限度は、労働者代表と締結しこれを所轄労働基準監督署長へ届け出た労使協定で定める時間の範囲内とする。ただし、限度時間を超えて勤務時間を延長しなければならない特別の事情（臨時的なものに限る。）が生じたときに限り、労使当事者間において定める手続きを経て限度時間を超える一定の時間（以下この項において「特別条項で定める時間」という。）まで勤務時間を延長することができる旨を定める場合は、特別条項で定める時間の範囲内とする。

4 職員は、正当な理由なく時間外・深夜勤務又は休日勤務を拒否することができない。

(時間外勤務における休憩時間)

第8条 前条第1項の規定により勤務を命じる場合に1日の勤務時間が所定の勤務時間を超えるときは、1時間（第5条第1項の休憩時間を含む。）の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

2 前条第1項の規定により勤務を命じる場合に1日の勤務時間が所定の勤務時間を超えるときは、原則として、当該勤務を開始する前に15分の休憩時間を設ける。

(非常災害時の勤務)

第9条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に法定労働時間を超えて、又は法定休日に勤務を命じることがある。

2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

(休日)

第10条 職員の休日は、次の各号に定める日とし、勤務することを要しない。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に定める休日を除く。）
- (5) その他、特に指定する日

2 業務の運営その他の理由により前項の規定により休日を与えることが困難な職員については、同項の規定にかかわらず各施設で定める日を起算日とする4週間ごとの期間につき8日の休日確保し別に定めることができる。この場合において、付与する休日数は、前項の年間休日数を考慮し均衡を失しない日数とするものとする。

(休日の振替及び代休)

第11条 前条に規定する休日に勤務することを命じた場合の振替及び代休については、次によるものとする。

- (1) 業務上の必要により前条に規定する休日に勤務を命じる場合は、当該休日をあらかじめ別表3に定める週の区分による勤務日に振り替えるものとする。
- (2) 前号において当該週に前条第1項第3号、4号及び5号に定める休日があり、当該週の所定の労働時間が38時間45分を超えない場合は、当該月に振り替える事ができるものとする。
- (3) 第1号および前号による休日の振り替えができない場合には、当該休日の代休を与えることができる。
- (4) 前号による休日の代休は、当該休日の日以降で原則8週以内に与えるものとする。

第3章 宿・日直

(宿・日直)

- 第12条** 職員に対し、所定の勤務時間以外の時間及び休日に本来の業務に従事しないで施設、設備等の保全、外部との連絡等のため宿・日直勤務を命じることがある。
- 2 宿・日直勤務の職務内容、時間その他の事項については、勤務時間細則に定める。

第4章 勤務しないことの承認

(勤務しないことの承認)

- 第13条** 職員が、一定の時間につき勤務しないことの承認を受けることができる場合は、次のとおりとする。
- (1) 勤務時間内に第26条に定める保健指導、健康診査又は特別健康診査を受ける場合
 - (2) 第27条第3項に定める通勤の緩和により勤務しない場合
- 2 前項の事由により勤務しないことの承認を受ける場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。

第5章 勤務時間の特例

(1ヶ月単位の変形労働時間制)

- 第14条** 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある職員については、1ヶ月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。
- 2 前項の実施にあたっては、次の各号について定めようえ、行わなければならない。
- (1) 始業終業時刻
 - (2) 勤務割振表の作成手続及び周知方法等
 - (3) 起算日

第6章 休暇

(休暇の種類)

第15条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気有給休暇及び特別有給休暇とする。

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、一の年（1月1日からその年の12月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる日数とする。

- (1) 第2号に掲げる職員以外の職員 20日
- (2) 当該一の年において新たに職員となった者（他の独立行政法人等（独立行政法人国立文化財機構職員退職手当規程に定める在職期間が通算され、又は職員としての在職期間とみなされる法人等に限る。）から引き続き職員となった者及び役員から引き続き職員となった者を除く。）別表1に定めるその年の在職期間に応じた日数欄に掲げる日数
- (3) 他の独立行政法人等から引き続き職員となった者の当該職員となった日における年次有給休暇の日数については、当該法人等における同様の年次有給休暇の残日数及び使用日数を考慮し与えるものとする。

(年次有給休暇の手続き)

第17条 職員は、年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ所定の様式に記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

(年次有給休暇の時季変更権)

第18条 年次有給休暇は、職員があらかじめ請求する時季に与えるものとする。ただし、職員の請求する時季に年次有給休暇を与えることにより事業の正常な運営に支障が生じると認められた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

- 2 年次有給休暇の一部について、労基法第39条第5項の規定に基づく協定により、年次有給休暇を与える時季に関する定めをした場合には、これにより年次有給休暇を与える。

(年次有給休暇の取得単位)

第19条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

- 2 年次有給休暇を半日単位で取得するときは、第17条に定める休暇簿に、あらかじめ前半日（始業時刻から正午まで）又は後半日（午後1時から終業時刻まで）のいずれかを記入することにより指定しなければならない。
- 3 年次有給休暇を取得したときは、1日につき7時間45分勤務したものとみなす。ただし、半日単位で取得した場合は、前半日、後半日のいずれも1日の2分の1の勤務時間を勤務したものとみなす。

(年次有給休暇の繰り越し)

第20条 年次有給休暇（この条の規定により繰り越されたものは除く。）は、20日を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に限り繰り越すことができる。ただし、1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。

(病気有給休暇)

第21条 病氣有給休暇は、職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要があるため、そのため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 前項の休暇は、生理日の勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があった場合に、その者を生理日に勤務させないときに準用する。

3 病氣有給休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

(病氣有給休暇の手続き)

第22条 職員は、病氣有給休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 病氣有給休暇が一週間を超える場合には、療養を要する期間が明記された医師の診断書をすみやかに提出しなければならない。ただし、病氣有給休暇が一週間を超えない場合においても、必要と認める場合には、医師の診断書の提出を求めることができるものとする。

3 病氣有給休暇が長期にわたり、前項の診断書に記載された療養を要する期間を経過する場合には、更に診断書を提出しなければならない。

4 長期にわたり病氣有給休暇を取得している者が、回復後出勤しようとする場合には、医師の診断書を提出するとともに、必要に応じて産業医又は文化財機構が指定する医師の診断に基づき、許可を受けなければならない。

(特別有給休暇)

第23条 特別有給休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 職員が文部科学省共済組合国立文化財機構支部の計画・実施する人間ドックを受診する場合 必要と認められる期間

(4) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として登録を申出する場合、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(5) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一年において5日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動

ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害があ

る者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動

ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

- (6) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- (7) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (8) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（当該職員以外の親がその子のために同様の休暇を取得する場合にあっては、当該職員以外の親が取得する期間を差し引いた期間）
- (10) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる事由のため勤務しないことが相当であると認められるとき並びに当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達する子を養育する場合で、養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日又は1時間を単位として職員の配偶者の産前産後の期間（第7号及び第8号に掲げる期間をいう。）中の7日の範囲内の期間
- (11) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこと、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として一の年において、小学校就学の始期に達するまでの子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間
- (12) 職員の親族（別表2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表2に定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (13) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間
- (14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間
- (15) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲

内の期間

- (16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (17) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (18) 独立行政法人国立文化財機構育児・介護休業規程第10条第1項に定める要介護状態にある家族を介護その他の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として一の年において、当該家族が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日を限度として、介護休暇を取得することができる。
- (19) その他、特に指定する日

- 2 前項（第14号を除く。）の連続する日数及び週数には、休日を含むものとする。
- 3 第1項第10号及び第11号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、各号の規定に係わらず、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。
- 5 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。

（特別有給休暇の手続き）

第24条 職員は、特別有給休暇（前条第1項第6号及び第7号の休暇を除く。）の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

- 2 前項の場合において、証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 3 前条第1項第6号の申出は、あらかじめ休暇簿に必要事項を記入して行わなければならない。
- 4 前条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなった職員は、その旨をすみやかに届け出るものとする。

第7章 母性健康管理

（妊産婦である職員の就業制限等）

第25条 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員（以下「妊産婦である職員」という。）には、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。

- 2 第14条の定めによって休日又は勤務時間を割り振られた妊産婦である職員が請求した場合には、法定労働時間を超えて勤務させない。
- 3 妊産婦である職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における深夜勤務又は所定の勤務時間以外の勤務をさせない。

（妊産婦である職員の健康診査）

第26条 妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことを請求した場合には、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回（ただし、医師及び助産婦がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところにより、当該必要な時間）、産後1年までは医師又は助産婦が指示するところにより、当該必要な時間を勤務しないことを承認するものとする。

（妊産婦である職員の業務軽減等）

第27条 妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

- 2 妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務させないことができる。
- 3 妊娠中の職員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認するものとする。

第8章 適用除外

（勤務時間等の適用除外）

第28条 第2章から第5章（第2章第7条第4項は除く。）の規定は、労基法第41条に該当する職員には適用しない。

第9章 その他

（雑則）

第29条 この規程に定めるもののほか、勤務時間、休日及び休暇に関する取扱いについては、必要に応じ定める。

- 2 年次有給休暇簿、病気有給休暇及び特別有給休暇簿の様式は、それぞれ別紙様式1及び別紙様式2のとおりとする。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
（休日の振替又は代休の適用）
2. この規程の施行日の前日以前に週休日又は休日に勤務した場合における第11条の適用については、従前の振替又は代休の取扱による。

別表1（第16条第2号関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表2（第23条第1項第12号関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては3日）

兄弟姉妹	
おじ又はお婆の 配偶者	1日

別表3

施設名	各施設における週の区分
本部事務局	土曜日から金曜日までの1週間
東京国立博物館	土曜日から金曜日までの1週間
京都国立博物館	土曜日から金曜日までの1週間
奈良国立博物館	土曜日から金曜日までの1週間
九州国立博物館	日曜日から土曜日までの1週間
東京文化財研究所	土曜日から金曜日までの1週間
奈良文化財研究所	土曜日から金曜日までの1週間

附 則

この規程は、平成19年6月18日に改正、同日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年5月30日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月10日に改正し、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月11日に改正し、平成22年6月30日から施行する。